

## Ⅷ 裁判の迅速化に関する法律及び検証

### 1 基盤整備法としての迅速化法と日弁連の取組

#### (1) 迅速化法及び検証の意義

2003年7月16日に公布・施行された裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号、以下「迅速化法」という。)は、今次司法改革の過程で生まれた司法基盤の整備を推進するための基本法・根拠法として大きな存在意義があり、しかも実証的な検証・提言機能を伴いながら、国や政府に対して基盤整備のための施策の実施、法制上・財政上の措置を講じる責務を課した基盤整備法として制定された画期的な法律である。そして、その実証的な検証・提言機能を担うのが迅速化法8条1項に基づく最高裁による検証(以下「迅速化検証」という。)である。この検証は、最高裁で開催されている「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」(法曹三者・学識経験者委員11名で構成され、日弁連は弁護士委員2名を推薦している。以下「検証検討会」という。)の議論・検討を経ながら、2年ごとの最高裁による「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(以下「検証報告書」という。)の公表に合わせ、期間・回数を区切って実施され、2019年までに8回の検証が行われた。

#### (2) 日弁連の取組

日弁連では、2004年に設置された裁判迅速化問題対策委員会が迅速化法全般に係る諸問題に対応しつつ検証検討会の日弁連推薦委員のバックアップを行い、迅速化検証における実情調査に協力し、同委員会委員が同調査にオブザーバー参加している。また、同委員会が中心となり、最高裁から公表される各回の検証報告書に対する日弁連意見書を取りまとめ、最高裁をはじめとする関係各所へ執行する取組を行っている。その取組状況は、適宜発行される同委員会ニュースで基盤整備法としての迅速化法の意義等とともに報告されている。

### 2 迅速化検証の位置付けと経過

#### (1) 永続的な検証

迅速化法附則3項は「政府は、この法律の施行後

十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定している。そのため、同法施行10年を迎え、政府(法務省)において同「所要の措置」すなわち同法の改廃・存続に関する検討を行う「裁判の迅速化法に関する検討会」(以下「政府検討会」という。)が2014年に開催され、「裁判の迅速化法に関する検討会報告書」が答申された。同報告書では、迅速化法の必要性・重要性は今後も変わらないとされた上、迅速化検証は今後も維持されるべきとされた。その結果、迅速化法は現行の基本的枠組みが維持されたまま存続することとなり、迅速化検証もまさにゴールのない永続的な検証と位置付けられることとなった。

#### (2) 迅速化検証の経過と特徴

これまでの迅速化検証の経過と特徴につきごく簡潔に触れると、次のとおりとなる。

##### ① 第1回検証(2003年12月～2005年7月)

統計データの基礎となる民事・刑事の事件票の項目について検討された上、地裁第一審の民事・刑事各訴訟事件を対象に統計データの分析・評価が行われた。

##### ② 第2回検証(2005年11月～2007年7月)

地裁第一審訴訟事件に加え、高裁控訴審訴訟事件について統計的な分析・評価が行われた。民事につき、事務局主体の裁判官ヒアリング調査が行われ、審理の長期化要因に関する初期的な仮説が提示された。

##### ③ 第3回検証(2007年11月～2009年7月)

統計データによる概況分析に加え、実務の現状に視点を置いた長期化要因の分析が始まった。そしてその視点から、民事につき、検証検討会委員も加わった地裁本庁・支部所在地の弁護士に対するヒアリング調査(実情調査の端緒)が行われた。長期化要因の仮説として「裁判官等の不足」が初めて検証報告書(分析編)に明記された。

##### ④ 第4回検証(2009年10月～2011年7月)

統計データによる概況分析に加え、迅速化法が基盤整備法であるという共通認識の下、長期化要因に対応する施策が検討された。

第4回検証の最大の特徴は、民事について民事訴訟手続の制度・運用面に関する約60項目もの施策が提言されるとともに、裁判所・弁護士の態勢面に関する施策が提言され、検証報告書(施策編)で公表されたことである。

その各施策に関する検証検討会の議論については、裁判官、弁護士、学者委員が各自作成した討議項目のレジュメを提出して白紙の状態から議論する手法が採られた。制度・運用面の施策にはこうした議論の一致点や相違点がきめ細かく反映されている。また態勢面の施策については、ちょうど過払金請求事件のピーク時に当たり、事件急増による裁判官の過重負担が全国的な問題となっていたことから、実情調査では、現場の裁判官の繁忙につき悲鳴ともいえる生々しい声があがり、それらが検証報告書にも掲載され、裁判官増員に向けた積極的なメッセージに繋がった。

## ⑤ 第5回検証(2011年10月～2013年7月)

統計データによる概況分析に加え、裁判手続外の法的紛争全般を視野に入れた社会的要因検証に踏み込んだことが最大の特徴である。この検証は、国内外の実情調査やヒアリング調査という実証的な手法により民事紛争の社会的実態から見た司法の機能・役割の在り方等を検証するもので、その視点・アプローチからしても画期的といえるものであった。

## ⑥ 第6回検証(2013年9月～2015年7月)

第6回以降は、政府検討会の答申を踏まえた継続的検証という位置付けで、これまでの10年間の検証結果をフォローアップするという形で実施されることとなった。

その初回の第6回検証では、統計データによる概況分析に加え、民事について口頭での議論を通じた争点整理手続充実のための運用状況を検証し、家事について2013年1月施行の家事事件手続法に基づく家事調停における裁判官関与の充実及び透明性の高い手続実現のための運用状況を検証するための各実情調査が実施され、地裁・家裁の本庁・支部の裁判官及び弁護士のヒアリングが行われた。

## ⑦ 第7回検証(2015年9月～2017年7月)

統計データによる概況分析に加え、民事について争点整理手続における認識共有に係る運用状況、家事について家事調停における裁判官関与の取組、同関与と審判や人事訴訟との関係等の運用状況につき実情調査が実施され、地裁本庁、家裁本庁・支部の裁判官及び弁護士のヒアリングが行われた。

## ⑧ 第8回検証(2017年9月～2019年7月)

統計データによる概況分析に加え、民事及び家事について第7回と同様の民事・家事情実調査が実施されたほか、刑事について裁判員裁判事件における公判前整理手続の運用状況につき実情調査が実施され、地裁本庁の裁判官、対応検察庁の検事及び弁護士のヒアリングが行われた。

## 3 迅速化検証の役割と日弁連の課題

### (1) 迅速化検証の役割

迅速化法は、迅速化検証の結果を活用しつつ関係諸機関で施策の検討・実施が行われ、さらにその施策を反映した結果が新たに迅速化検証において検証されるというサイクルを通じ、適正・充実を前提とした迅速化を推進していくという基本的枠組みが法定されている。

すなわち、迅速化検証がいわばエンジンの役割を果たしながら、関係諸機関において運用面、制度・態勢面に渡る総合的な施策が講じられることによって迅速化を推進するという仕組みになっており、その役割は、今後益々重要性を増していくものといえる。

### (2) 日弁連の今後の課題

日弁連は、今後とも、こうした迅速化検証の役割の重要性を踏まえ、基盤整備法としての迅速化法の意義等についてより一層の会内周知を図りつつ、迅速化検証の充実に向けて引き続き検証検討会の実情調査に協力するとともに、各回の検証報告書に示される裁判手続の諸課題に対する施策を検討し、その検討結果を迅速化法が規定する司法基盤整備の推進に反映させていく取組を持続的に行っていく必要がある。

中尾 正信(東京)